

第14期第35回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和8年5月25日（月） 午後2時

場 所：札幌市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室

第14期第35回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悦子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 石田 勇貴	
札幌市	農政課長 長倉 学	議案関係
札幌市	活用担当係長 阿部 永	議案関係

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	「令和7年度最適化活動の点検・評価」について	
議案第2号	令和9年度農林関係税制改正要望について	
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第5号	市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定に係る決定について	
議案第6号	市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の変更に係る決定について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第6号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第7号	地目変更登記に係る登記官からの照会について （事務局長専決）	
報告第8号	市民農園の廃止について	

第14期第35回農業委員会総会 議事録

令和8年5月25日(月)

発言者	議 事 内 容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第35回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、委員総数10名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号6番の上山委員と議席番号7番の千葉委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>本日は、議案6件、報告8件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「令和7年度最適化活動の点検・評価」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>農業委員会では、令和4年度から、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、推進委員及び農業委員会の最適化活動の具体的な状況について、年度ごとに目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとされております。</p> <p>資料1-1をご覧ください。農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価するものでございます。</p> <p>まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、目標を設定した令和7年4月1日現在の状況を記載しております。</p> <p>次のページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」に移りまして、1「最適化活動の成果目標」をご覧ください。(1)「農地の集積」につきましては、②目標の表の左、一番下の累計の集積面積の目標1,021haに対して、③実績の表の左中段、集積面積の実績は853.70haでした。新規集積面積についても、②目標の表の左中段、170haに対して、③実績の左上段で2.41haであり、いずれも目標を下回りました。目標に対する達成状況は③実績の左、最下段の83.6%となりました。</p> <p>次に、(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、令和6年度末の利用状況調査における遊休農地面積55.71haについて、そのすべてが基盤整備等が必要な農地である黄区分であり、草刈り等により耕作可能な農地である緑区分はありませんでした。</p> <p>令和7年度の実績は、次のページの③実績の欄、アのbの黄区分の遊休農地の解消の方向性について検討し、解消に向けた取組みの内容や</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>時期を盛り込んだ工程表を策定しました。また、④その他の一番下の枠、農業委員会の点検結果としては、緑区分が約8.9ha発生したものの、黄区分は非農地判断のほか、営農再開で9.4ha減少し、総体としては減少しました。</p> <p>続きまして、その下(3)「新規参入の促進」につきましては、新規参入者へ貸付等を行うことについて、農地所有者の同意を得た農地面積を公表することとされており、②目標を14.242haとしておりました。</p> <p>次のページに移りまして、③実績で、同意を得た面積として公表した面積は21.57haで、目標に対する達成状況は151.45%となりました。点検結果としては、相続や貸借終了等のタイミングで所有者の意向を確認したほか、農地を自ら耕作できないという所有者からの相談が多く寄せられ、目標を達成しました。</p> <p>続きまして、2「最適化活動の活動目標」に移ります。</p> <p>まず、(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たり月6日を目標としておりました。各推進委員の活動実績についてはこのあとご説明いたします。</p> <p>次に、(2)「活動強化月間の設定」につきましては、①目標で、3つの取組項目ごとに1回ずつ設定しており、②実績で「農地の集積」に向けた取り組みとして、9月は利用状況調査等にあわせて出し手・受け手の意向把握、情報収集を実施。10月に「遊休農地の発生防止・解消」に向けた取り組みとして各推進委員と農地の現況確認・今後の方向性の検討を行い、情報共有を図りました。また、2月に「新規参入の促進」の取り組みとして新規就農フェアへ参加し、就農希望者への説明を行い、3つの目標は達成しました。</p> <p>続きまして、次のページの(3)「新規参入相談会への参加」につきましては、①目標で、令和8年2月の「北海道新規就農フェア」への参加を設定し、②実績といたしまして、当初の予定どおり「北海道新規就農フェア」に推進委員2人が参加し、目標を達成しました。</p> <p>次に、下から2つ目の枠「目標の達成状況の評語」についてご説明します。</p> <p>この評語は、先ほどご説明いたしました最適化活動の3つの成果目標及び活動目標の達成状況に応じた点数によって定められているものです。1枚めくっていただき、右側の「別表 目標の達成状況の評語の適用方法」と書かれた資料によりご説明いたします。</p> <p>まず、【表2】をご覧ください。(1)成果目標について、①「農地の集積」</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>につきましては、達成率90%未満のため1点、②「緑区分の遊休農地の解消」につきましては、本市において前年度は緑区分の遊休農地がなかったため、達成率110%以上となり5点、③「新規参入の促進」につきましては、達成率110%以上の5点となります。</p> <p>続きまして(2)活動目標でございますが、①「活動強化月間の実施」については、3月以上実施しましたので1点、②「新規参入相談会への参加」については、推進委員が2人参加しましたので、1点加算され、表2での合計は13点となります。</p> <p>この点数を【表1】に当てはめると、2番目の「10点以上、15点未満」となり、評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。</p> <p>資料の1枚前のページに戻りまして、中段の「目標の達成状況の評語」にこの結果を反映しています。</p> <p>次にその下の【推進委員等の点検・評価結果】ですが、このあとご説明する推進委員1人ずつの点検・評価についても、達成状況に応じた点数によって評語が定められており、それぞれの評語に当てはまる人数を記載しております。「目標に対し期待を上回る結果が得られた」のは1人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」のは9人、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」のが5人です。</p> <p>続きまして、次のページの「Ⅲ 事務の実施状況」についてご説明いたします。</p> <p>まず、1「総会、部会の開催実績」ですが、令和7年度は総会を12回開催いたしました。</p> <p>続きまして、2「農地法第3条に基づく許可事務」については、1年間の処理件数は11件、3「農地転用に関する事務」については、1年間の処理件数が5件です。</p> <p>最後に4「違反転用への対応」でございますが、7年度末の「違反転用面積」は21.7haで、新たに1.7haの違反転用地を解消しました。</p> <p>農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況については以上となります。</p> <p>続きまして、資料1-2をご覧ください。推進委員15人の最適化活動についてそれぞれ点検・評価するものです。</p> <p>まず、1「推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価」についてご説明します。(1)「最適化活動の実施状況」では、年間の活動内容と活動日数、日数に応じた評点を記載しております。(2)「成果目標の</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>達成状況及び自己点検・評価の結果」の①「成果目標の達成状況」では、先ほどご説明した農業委員会の成果目標の達成状況を、推進委員の担当区域ごとに集計し、その達成状況に応じて評点をつけております。</p> <p>次に、右横の②「自己の点検・評価」については、推進委員が自らの活動を振り返って記載したものです。</p> <p>次に、一番下の2「農業委員会による点検・評価」では、評点の合計点とそれに応じた「全体としての評語」を記載し「総会で出された意見」として事務局案を記載しております。各推進委員へのご意見があれば、この欄に反映させていただきます。なお、この欄については、活動日数と成果目標について分けて記載しておりますが、成果目標については札幌市全体について記載したものであり、全推進委員に同じ内容を記載しております。</p> <p>この点検・評価につきましては、開いている資料1-2の左ページA4版の2「推進委員等の評語」に基づき評価するものですので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは、1人ずつご説明いたします。</p> <p>まず、第1地区の①の委員ですが、月の平均活動日数は6.17日、合計点は最下段の表で左枠の19点となり、別表の資料の【表1】に当てはめると、「15点以上、20点未満」となり、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。</p> <p>次に同じ表の右枠「総会で出された意見」の欄の記載内容をご覧ください。活動日数については、現地確認を中心とした活動を行い、昨年度に続き活動日数目標を達成しました。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思います。</p> <p>成果目標については、担い手への集積が思うように進みませんでした。5地区中4地区で所有者の意向確認が進んだことにより、市全体として新規参入の促進に係る目標を達成しました。</p> <p>なお、成果目標については全委員共通ですので以後省略いたします。</p> <p>次に裏面②の委員は、月の平均活動日数は6.17日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心に昨年度以上に活動を行い、活動日数目標を上回りました。今後も積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>③の委員は、月の平均活動日数は5.83日で合計点は11点。評語は</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思います。</p> <p>④の委員は、月の平均活動日数は5.92日で、合計点は11点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思います。</p> <p>続いて第2地区に移ります。⑤の委員は、月の平均活動日数は6.25日で、合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心とした活動を行い、昨年度に続き活動日数目標を達成しました。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思います。</p> <p>⑥の委員は、月の平均活動日数は3.75日で合計点は11点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、担当エリアに精通しており、今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>⑦の委員は、月の平均活動日数は6.33日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心に昨年度以上に活動を行い、活動日数目標を上回りました。今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>次に第3地区です。⑧の委員は、月の平均活動日数は6.08日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>昨年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップに力を入れています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>⑨の委員は月の平均活動日数は8.33日で合計点は23点。評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」です。</p> <p>昨年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップに力を入れています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>次に第4地区です。⑩の委員は月の平均活動日数は6.17日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>昨年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規就農者のフォ</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>ローアップ等を積極的に行っています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>⑪の委員は、月の平均活動日数は1.67日で合計点は11点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、新規参入希望者の相談対応等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思いません。</p> <p>⑫の委員は、月の平均活動日数は7.42日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>昨年度以上に活動を行い、活動日数目標を上回りました。新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思いません。</p> <p>⑬の委員は、月の平均活動日数は7.75日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>昨年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>最後に第5地区です。⑭の委員は月の平均活動日数は6.00日で合計点は14点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を達成しており、担当エリアに精通しているため、今後の積極的な活動に期待したいと思いません。</p> <p>⑮の委員は月の平均活動日数は7.17日で合計点は16点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心とした活動を行い、活動日数目標を達成しました。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思いません。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	<p>この評価はどのような形で行われたのですか。</p>
振興係長	<p>今回提示いたしましたのは事務局案ですので、本日の総会で皆さんにご確認いただき、このままでいくのか、あるいは意見を追加するのかをご審議いただく形になっております。</p>
藤井委員	<p>農業委員会としてこれを評価するわけですから、会長がどう把握しているかをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>私はやはり農業委員会が一体となって活動を進めていかなければな</p>

発言者	議 事 内 容
藤井委員	<p>らないと考えています。その中で、評価点数の低い推進委員の方々に対して、今後どのように指導し、どのような協力を得ていくのか、ここが非常に重要だと思うのです。</p> <p>点数を見ると11点の方から高い方までと委員によって格差があります。皆さんそれぞれに本業を持たれていて限られた中での活動だとは思いますが、同じ委員として委嘱を受けているわけですから。</p> <p>そのあたり、会長はどうお考えですか。</p>
議 長	<p>農業委員と推進委員のミーティングの場というのは、これまでほとんどなく、各推進委員が具体的にどう活動し、どの程度集まって、どういう方向を目指しているのかについて、私は全て把握し切れてはいない状態です。</p> <p>推進委員の今後の取り組みについては、これから検討していくことになるのだと思います。</p>
藤井委員	<p>次年度のこともありますので、もう少し活動を透明化して、事務局と一体となって進めていく必要があると思います。</p> <p>遊休農地の解消問題などについても、資料のデータをもとに、できる限りの対策を打っていくべきです。</p> <p>農業委員と推進委員が一体のチームとなって、行政とも連携していく、そういう取り組みが今後は必要だと思います。</p> <p>これまでも同じような形で評価が行われてきましたが、活動がスタートしてそれなりの期間が経っていますので、今後は新しい取り組みが必要ではないでしょうか。それについて、具体的に会長からおっしゃっていただければありがたいと思います。</p>
議 長	<p>農業委員と推進委員は、近隣に住んでいる委員同士が、現場で会話をすることはあっても、組織として活動をどういう方向に持っていくかといったような話し合いをする場は、ほとんどないのが現状です。</p> <p>藤井委員がおっしゃったような必要性は感じています。</p>
藤井委員	<p>推進委員の守備範囲が広く、解決策が見えてこない状況で、現地確認はしていても遊休農地は一向に解消していません。</p> <p>点検・評価の文章を見ても具体的な活動の内容が見えてきません。せつかく評価しているので、これを生かしてほしいと思います。</p>
議 長	<p>今ここで具体的な対応策を明言することはできませんが、今後の方向性については、皆さんと話し合いながら一歩ずつ進めていきたいと考えています。</p>
藤井委員	<p>分かりました。よろしく願いいたします。</p>

発言者	議 事 内 容
藤井委員	事務局も、しっかりとサポートしていただくようお願いいたします。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「令和9年度農林関係税制改正要望」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>この改正要望については、事前に原案をご確認いただき、意見聴取を行ったところ、特段の意見等はございませんでした。</p> <p>つきましては、昨年度の要望が実現されていないことから、今回も引き続き要望することとし、資料2-1及び2-2のとおり、「市民農園に係る改善措置」と「譲渡所得税特別控除額の引き上げ」を要望することとし、北海道農業会議へ提出してよろしいかご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	<p>市民農園については、札幌市でかなり取り組んで成果も上がっていると思います。この要望については、税制優遇制度ばかりでなくて、もうちょっとボリュームがある内容を国の方に要望できないものかと思っています。毎年、同じようなパターンで上がってきていますので。</p> <p>都市農業の中での市民農園というのは、最近はマスコミやNHKなどでも、地域とのつながりという面でたくさん取り上げられてもいますし、重要だと思うのです。</p> <p>そういった部分で、税制優遇のほかに、制度がもう少し使いやすくなるような踏み込んだ要望を盛り込めないでしょうか。</p>
事務局次長	<p>先ほどご説明したとおり、事前に皆様にこの要望案を見ていただいて、ご意見を募っておりました。その時に委員からご意見をいただければ、検討した上で本日議案としてお出しできたかと思っています。</p> <p>藤井委員がおっしゃるとおり、毎年同じでなかなか要望が通っていないという現実がございます。</p> <p>来年に向けての話になりますが、同様の形で事前に皆様に案をお示ししますので、その段階で具体的にこういう内容を入れてほしいという事柄を、相談の段階でいただければ事務局でも対応させていただきます。</p>
藤井委員	農業委員の方も、市民農園整備法という法律があること自体をわから

発言者	議 事 内 容
藤井委員	ない人もいると思うんですよ。もうちょっと仕組みがわかるように資料を付けてくれたら説明もしやすいし、興味も持つと思いますので、その辺はひとつ、事務局も含めてよろしくをお願いします。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号55-301番につきましては、賃借権設定でございます。借主は障がい者の就労支援事業の一環として、タマネギを生産する予定の社会福祉法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。4月2日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料3-2の調査書をご覧ください。</p> <p>耕作の事業に供すべき農地のすべてについて、耕作の事業を行うことが見込まれ、かつ、社会福祉事業等を行うことを目的として設立された社会福祉法人等が当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地法第3条第2項の各号のうち、常時従事等の斜線が引かれている要件は適用されません。</p> <p>また、適用のある第3号、第5号及び第6号に該当しないことから、許可できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号70-301番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はアスパラを生産する予定の農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料4-1の位置図をご覧ください。令和7年11月20日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料4-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	申請番号55-301番について、貸主が持っている農地は、これで全部

発言者	議 事 内 容
藤井委員	ゼロになるのですか。
事務局次長	全部ではなく、3筆持っているうちの2筆を今回対象としています。
藤井委員	そうすると、まだ農地所有適格法人として残っているわけですね。
事務局次長	残っております。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページの申請番号20-608番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家でございます。貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号20-609番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。貸借期間は3年間でございます。</p> <p>次に、5ページの申請番号60-605番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家でございます。貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-606番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はエダマメ等を生産する農家でございます。このうち一筆は、これまで内地番で貸借しておりましたが、今回から全地貸借としております。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、60-607番から6ページの60-610番までにつきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はトマト等を生産する農地所有適格法人でございます。貸借期間は3年間でございます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)

発言者	議 事 内 容
議 長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定に係る決定」について上程いたします。農政課から説明をお願いいたします。</p>
活用担当 係長	<p>農政課活用担当係長の阿部でございます。</p> <p>本件は平成17年5月20日付けで市民農園整備促進法の開設認定を受け、平成31年4月3日付け変更認定を経て開設しております手稲区手稲山口の市民農園の開設者を変更するため、開設認定についてご審議いただくものです。</p> <p>資料5-1の位置図をご覧ください。当該地は、国道337号線に近接した12,713.06㎡の土地です。</p> <p>申請者は、元の開設者から当該地を相続した相続人です。</p> <p>ここで、26ページの報告第8号「市民農園の廃止について」をご覧ください。開設者が死亡した場合、一度北海道に廃止届を提出し、改めて開設認定を受ける必要があるため、相続人である申請者から廃止の届出があったものです。</p> <p>資料5-2は市民農園整備計画の概要でございます。</p> <p>従来の認定の内容から、「開設者」のみを変更し、その他はこれまでの整備計画を承継するものでございます。</p> <p>審査の結果、申請者は適正かつ確実に農園を運営する能力を有し、区画数は121区画と、適正な農園の機能を確保していることから、整備計画の内容も同法の認定基準に適合しているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の変更に係る決定」について上程いたします。農政課から説明をお願いいたします。</p>
活用担当 係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項の第1号から第3号までの規定に該当する区域について、農業委員会の決定を経て、北海</p>

発言者	議 事 内 容
活用担当 係長	<p>道との協議を行い、札幌市長が区域指定することとなっております。</p> <p>本件は、平成11年10月25日付けで市民農園整備促進法の開設認定を受け、平成14年10月30日付け変更認定を経て開設しております清田区真栄の市民農園の区域を変更するものでございます。</p> <p>資料6の位置図をご覧ください。当該地は、主要道道真駒内御料札幌線沿いに位置する区域でございます。</p> <p>次に事業概要をご覧ください。農地の有効活用を図るため、現状の農地状況に合わせて一部区域を整理し、区画数は385区画から256区画へ、面積は31,565.30㎡から24,688.18㎡へと変更となっております。</p> <p>これにつきましては、記載にありますとおり、市民農園の施設整備・配置を効率的に行い得る広さを確保していること、農地状況に合わせた区域整理であり、周辺の農業生産環境に新たに支障を及ぼすおそれはないこと、これまで同様、利用者の利便性が配慮されており、相当数の利用が見込まれることから、同法の3つの指定要件をすべて満たしているものと認められます。</p> <p>以上のことから、区域の変更に係る決定についてご審議願います。</p> <p>なお、本件区域の変更のほか、整備計画の変更と、関連施設整備のための農地転用を予定しております。</p> <p>同法では、まず「農園として使用する区域」を確定し、その決定を経てはじめて、具体的な「整備計画」を認めるという順序が定められておりますため、そちらにつきましては、北海道との協議を経て、区域指定を行い次第、別途農業委員会へお諮りする予定でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第6号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第8号までについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>10ページ及び11ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、手稲区で3件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>次に12ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料7-1から7-2までをご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、13ページから16ページまでの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、3月25日の第33回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p>
農地係長	<p>続きまして、17ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、西区で2件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、宅地造成、駐車場造成のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、18ページ及び19ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で1件、白石区で1件、豊平区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、住宅建築、駐車場・資材置場、障がい者グループホーム建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、20ページから24ページまでの報告第6号「現況証明」について、北区で8件、東区で5件、白石区で3件、厚別区で1件、豊平区で2件、清田区で1件、南区で7件、西区で1件、手稲区で3件、合計31件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>次に、25ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、北区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。</p>
振興係長	<p>最後に、26ページの報告第8号「市民農園の廃止」については、議案第5号でご説明したとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

発言者	議 事 内 容
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和8年6月18日、木曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょう。</p> <p>よろしければ、第36回総会は令和8年6月18日、木曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後3時00分